

平成30年5月31日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	大塚	政弘
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成29年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

(1) 社会教育部 中央公民館 スポーツ課 博物館

2 監査の実施期間

平成30年3月15日から平成30年4月26日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

社会教育部

(1) 中央公民館

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、前回に引き続き公民館施設使用料の納入者による納入遅延及び自動販売機設置許可にかかる管理料の納入者による報告書提出遅延があった。いずれも納入者が期限を厳守するよう実効性のある指導をされたい。

支出事務においては委託業務の確認検収印が漏れていたものがあり、契約事務に

おいては随意契約により物品の修繕を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) スポーツ課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
王御住運動広場	良好に管理されていた。
夜間照明管理棟（大住中内）	良好に管理されていた。
夜間照明管理棟（金目中内）	良好に管理されていた。

(3) 博物館

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市博物館	<ul style="list-style-type: none">・ 2階展示室では非常用照明器具の照度障害があった。また屋上の冷水膨張タンクの通気口防虫網に錆による欠損があった。・ 照度障害については、利用者の安心・安全を最優先とした施設の維持管理に努められたい。

以 上